

令和7年4月1日から

し尿処理手数料(仮設トイレ・その他)を改定します

仮設トイレやその他の常設トイレの汲取りに当たって、千歳市の「し尿処理手数料」を改定します。
令和7年4月1日以降の汲取分から適用となります。

区 分		現在の手数料	改定後の手数料
し尿処理手数料	仮設トイレ	375円/25ℓ	450円/25ℓ
	その他 ※家庭・事業所等に常設されている汲取式のトイレ	250円/25ℓ	300円/25ℓ
浄化槽汚泥処理手数料		75円/25ℓ	変更なし
生活雑排水処理手数料		75円/25ℓ	変更なし

～算定の考え方～

千歳市のし尿処理施設で処理するためにかかる費用(処理原価)と、現行手数料との差を解消し、「受益者負担の適正化」を図ることを目的として、し尿等を処理するためにかかる経費(処理原価)のうち、区分に応じて、一定の割合を負担していただくこととしています。

- ◆し尿(仮設トイレ) 処理原価の75%相当を負担していただきます。
- ◆し尿(その他) 処理原価の50%相当を負担していただきます。
- ◆浄化槽汚泥 処理原価の50%相当を負担していただきます。
- ◆生活雑排水 処理原価の50%相当を負担していただきます。

～金額の算定方法～

過去6年間(平成29年度～令和4年度)の処理原価の平均は、し尿:24.102 円/ℓ、浄化槽汚泥・生活雑排水:6.641 円/ℓで、この金額に上記の排出した方に負担していただく割合を乗じて算定しています。

- ◆し尿(仮設トイレ) 18円/ℓ
- ◆し尿(その他) 12円/ℓ
- ◆浄化槽汚泥・生活雑排水 3円/ℓ

※令和2年度から令和4年度のし尿搬入量が新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたことから、平成29年度から令和元年度の平均を補正の値として処理原価を算定しています。

ご理解とご協力を願います。

千歳市市民環境部環境センター 廃棄物対策課 廃棄物対策係
千歳市美々758番地の54 電話:23-2110 / FAX:23-2492

し尿を処理するため にかかる費用 に占める割合

～し尿(仮設トイレ)～

税負担 25%
排出する方 の負担 75%

～し尿(その他トイレ)～

税負担 50%
排出する方 の負担 50%

浄化槽汚泥
生活雑排水

税負担 50%
排出する方 の負担 50%